

平成22年12月21日

第2242号

毎週火・金曜日発行

## 秋田県公報



## 目 次

## 告 示

- 生活保護法による介護機関の指定（596・福祉政策課）…………… 1
- 生活保護法による指定介護機関の変更（597・福祉政策課）…………… 2
- 平成22年度クリーニング師試験の実施（598・生活衛生課）…………… 2
- 公有水面埋立免許願書の提出（599・水産漁港課）…………… 3
- 保安林の指定の予定（600・森林整備課）…………… 3
- 二級建築士免許の取消し（601・建築住宅課）…………… 4
- 建設業の許可の取り消し（602・秋田地域振興局総務企画部）…………… 4
- 道路の供用開始（603、604・秋田地域振興局建設部）…………… 5
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請（地域活力創造課）…………… 5
- 県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施（財産活用課）…………… 6
- 土地改良区の役員の退任の届出（山本地域振興局農林部）…………… 7

## 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請（地域活力創造課）…………… 5
- 県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施（財産活用課）…………… 6
- 土地改良区の役員の退任の届出（山本地域振興局農林部）…………… 7

## 告 示

## 秋田県告示第596号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第1項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成22年12月21日

秋田県知事 佐竹 敬久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
Ohanaケアセンター	特定非営利活動法人なないろサポートネット 代表	潟上市天王字長沼20 グレ ブションA103	訪問介護、 介護予防訪 問介護	平成22年11月1日
ニチイケアセンター桂城	株式会社 ニチイ学館 代表取締役	大館市字水門前75-2 グ リーンアイ長木川1F	福祉用具貸 与、介護予 防福祉用具 貸与、特定 福祉用具販 売、特定介 護予防福祉 用具販売	平成22年11月15日
真森苑デイサービスセンター	大仙美郷介護福祉組合 管理者	大仙市板見内字一ツ森410	通所介護、 介護予防通 所介護	平成22年7月1日
西成医院	西成 忍	横手市平鹿町浅舞字浅舞58	居宅療養管 理指導、介 護予防居宅 療養管理指 導	平成22年1月1日
デイサービスセンターののほな2号館	特定非営利活動法人NP Oののほな 理事長	仙北市田沢湖卒田字北竹原 39-3	通所介護、 介護予防通 所介護	平成22年10月15日
ショートステイ神岡	株式会社サウスビーチ 代表取締役	大仙市神宮寺字本郷野3- 9	短期入所生 活介護、介 護予防短期 入所生活介 護	平成22年11月1日

ショートステイ ほほえみの里	株式会社ベストファミリー鳥海 代表取締役	由利本荘市鳥海町伏見字高平92番地1	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	平成22年12月1日
----------------	----------------------	--------------------	-----------------------	------------

## 秋田県告示第597号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成22年12月21日

秋田県知事 佐竹 敬久

名 称	開設者氏名 又は名称	所 在 地	変 更 事 項		サービスの 種類	変更年月日
			変更前	変更後		
訪問介護センターひまわり	株式会社フィール・ライフ 代表取締役	大館市有浦四丁目3-41 サンライフ有浦101	大館市清水四丁目1-95-7 サファイアA103	大館市有浦四丁目3-41 サンライフ有浦101	訪問介護、介護予防訪問介護	平成22年10月1日
りんごの里福寿園 居宅介護支援センター	社会福祉法人横手福寿会 理事長	横手市増田町増田字土肥館171番地	横手市増田町増田字本町117番地	横手市増田町増田字土肥館171番地	居宅介護支援事業	平成22年12月1日
りんごの里福寿園 訪問介護センター	社会福祉法人横手福寿会 理事長	横手市増田町増田字土肥館171番地	横手市増田町増田字本町117番地	横手市増田町増田字土肥館171番地	訪問介護	平成22年12月1日

## 秋田県告示第598号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定により、次のとおり平成22年度クリーニング師試験を実施するので、クリーニング業法施行細則（昭和31年秋田県規則第6号）第4条の規定に基づき、公告する。

平成22年12月21日

秋田県知事 佐竹 敬久

## 1 試験の日時及び場所

## (1) 日時

平成23年3月3日（木）午前10時

## (2) 場所

秋田市千秋矢留町1番19号 秋田県環衛会館3階大会議室

## 2 受験手数料

## (1) 金額

10,000円

## (2) 納付方法

受験願書提出の際、相当額の秋田県証紙を証紙納付書に添付して納付すること。

## 3 受験願書の交付及び受付

## (1) 交付期間

平成22年12月21日（火）から平成23年1月28日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）

## (2) 交付場所

秋田県生活環境部生活衛生課及び住所地を管轄する県の各地域振興局福祉環境部（秋田市に住所地を有する者については秋田地域振興局福祉環境部、県外に住所地を有する者については秋田県内の最寄りの地域振興局福祉環境部）で交付する。

郵送による交付を希望する場合は、封筒の表に「クリーニング師試験受験願書請求」と朱書き90円切手を貼付した返信用封筒（洋4型－縦23.5cm、横10.5cm）を添えて生活環境部生活衛生課（〒010-8570秋田市山王四丁目1番1号）あてに申し込むこと。

## (3) 受付期間

土曜日及び日曜日を除く、平成23年1月11日(火)から同月28日(金)までの午前8時30分から午後5時15分まで。

郵送の場合は、締切日までの消印があるものに限り受け付ける。

## (4) 受付場所

住所地为管轄する県の各地域振興局福祉環境部(秋田市に住所地を有する者については秋田地域振興局福祉環境部、県外に住所地を有する者については秋田県内の最寄りの地域振興局福祉環境部)で受け付ける。

郵送の場合は、封筒の表に「クリーニング師試験受験願書在中」と朱書すること。

## 4 合格発表

平成23年3月11日(金)午前9時に秋田県庁正面公告板、各地域振興局福祉環境部掲示板、県ホームページ「美の国あきたネット」に掲示するとともに、合格者には書面で通知する。

## 5 その他

詳細については、生活環境部生活衛生課(電話018-860-1592)に問い合わせること。

**秋田県告示第599号**

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第2項の規定により、公有水面埋立免許願書の提出があったので、同法第3条第1項の規定に基づき、次のとおりその要領を告示し、願書及び関係図書を縦覧に供する。

平成22年12月21日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 願書の要領

## (1) 埋立出願人の名称、住所及び代表者の氏名

ア 名称 秋田県

イ 住所 秋田市山王四丁目1番1号

ウ 代表者の氏名 秋田県知事 佐 竹 敬 久

## (2) 埋立区域及び埋立に関する工事の施行区域

## ア 埋立区域

位置 山本郡八峰町八森字滝の間157、158、159及び160番地並びに同所字横間99番地の地先公有水面

面積 250.68平方メートル

## イ 埋立に関する工事の施行区域

位置 山本郡八峰町八森字滝の間157、158、159及び160番地の地先公有水面並びに同所字横間99番地の地内及び地先公有水面

面積 5,267.28平方メートル

## (3) 埋立地の用途

-3.0メートル岸壁用地

## (4) 出願の年月日

平成22年12月6日

## 2 願書及び関係図書の縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧期間 平成22年12月21日から平成23年1月10日まで(秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

(2) 縦覧場所 農林水産部水産漁港課及び山本地域振興局農林部

**秋田県告示第600号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第30条の2第1項の規定に基づき、告示する。

平成22年12月21日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

森 林 の 所 在 場 所					全 面 積		保安林指定面積 実測又は見込 (ヘクタール)	指定の 目 的
郡市	町村	(大字)	字	地番	台 帳 (平方メー トル)	実測又は見込 (ヘクタール)		

南秋田郡 五城目町		富津内 中津又	沼田	11番3 77番1 88番	21,094 161,074 184,917	2.1094 16.1074 18.4917	2.1094 16.1074 18.4917	水源の かん養
--------------	--	------------	----	---------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------

(「附属明細書」は、省略し、農林水産部森林整備課、秋田地域振興局農林部及び五城目町役場に備え置いて縦

指 定 施 業 要 件			
立木の伐採の方法			立木の伐採の 限度並びに植 栽の方法、期 間及び樹種
伐採種別	標準伐期齢	間伐その他特 別の場合の伐 採に係るもの	
(附属明 細書のと おり)	主伐として伐 採すること ができる立木 は、当該立木 の所在する市 町村に係る市 町村森林整備 計画で定める 標準伐期齢以 上のものとし る。	(附属明細書 のとおり)	(附属明細書 のとおり)

覧に供する。)

#### 秋田県告示第601号

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消したので、同法第9条第2項の規定に基づき、公告する。

平成22年12月21日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 免許の取消しをした年月日  
平成22年12月2日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号  
橋本 清一  
二級建築士  
第3684号
- 3 免許の取消しの理由  
平成22年12月2日付けで二級建築士の免許の取消し申請があった。  
このことが建築士法第9条第1項第1号に該当する。

#### 秋田県告示第602号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年12月21日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日  
平成22年12月7日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号  
有限会社滝田木工所  
秋田市八橋南一丁目4番11号  
代表取締役 滝田 敏喜  
秋田県知事許可(般-19)第7788号
- 3 処分の内容  
建具工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実  
平成22年12月7日付で建具工事業に係る廃業等の届出があった。  
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

**秋田県告示第603号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成22年12月21日

秋田県知事 佐竹 敬久

## 1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	男鹿琴丘線	男鹿市脇本富永宇東前田32番地先から字大牧198番3まで

- 2 供用開始の期日 平成22年12月21日
- 3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
  - (1) 場所 秋田地域振興局建設部用地課
  - (2) 期間 平成22年12月21日から平成23年1月3日まで(秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

**秋田県告示第604号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成22年12月21日

秋田県知事 佐竹 敬久

## 1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	秋田雄和本荘線	秋田市雄和戸賀沢字金山沢99番1地先から字御江田173番1地先まで

- 2 供用開始の期日 平成22年12月22日
- 3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
  - (1) 場所 秋田地域振興局建設部用地課
  - (2) 期間 平成22年12月21日から平成23年1月3日まで(秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

**公 告**

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成22年12月21日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 申請のあった年月日  
平成22年12月9日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 秋田マック

## 3 代表者の氏名

石 崎 利 巳

## 4 主たる事務所の所在地

秋田市桜三丁目14番10号

## 5 定款に記載された目的

この法人は、秋田市及び秋田県全域のアルコール・薬物、その他依存症者に対して指導訓練や生活リハビリテーションを行うことによって、再び人間らしい生活を取り戻せるように支援する。

加えて、関係家族に対する相談援助事業、アルコール、薬物問題に関わる社会教育及びまちづくりの推進にも取り組み、広く住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 6 定款の変更内容

- (1) 会員の種別
- (2) 役員の種別及び定数
- (3) 総会の開催
- (4) 総会の定足数
- (5) 定款の変更

県有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年12月21日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 入札に付する物件の所在地、面積等

番号	所 在 地	地目等	面 積 (㎡)	予定価格 (円)
1	秋田市下浜長浜字長坂159番3	宅地	417.23	5,010,000
		居宅	114.25	390,000
2	秋田市浜田字自在山88番7	宅地	301.58	4,510,000
		居宅・車庫	93.06	446,000
3	雄勝郡羽後町新町字塩出101番1	宅地	332.01	570,000
		居宅	84.17	0

## 2 契約条項を示す場所並びに入札参加申込書の交付の場所及び期間

番号	場 所	期 間
1～2	出納局財産活用課 調整・財産管理班 (電話 018-860-2736) 〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号	平成22年12月21日(火)から平成23年1月14日(金)までの午前9時から午後5時まで(秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)
3	雄勝地域振興局総務企画部 総務経理課総務班 (電話 0183-73-8197) 〒012-0857 湯沢市千石町二丁目1番10号	平成22年12月21日(火)から平成23年1月17日(月)までの午前9時から午後5時まで(秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

## 3 入札執行の場所及び日時

番号	場 所	日 時
1	出納局財産活用課入札室	平成23年1月17日(月)午前10時
2	出納局財産活用課入札室	平成23年1月17日(月)午前11時

3	雄勝地域振興局庁舎第1会議室	平成23年1月18日(火) 午前11時
---	----------------	---------------------

- 4 入札に参加する者に必要な資格  
入札参加申込書を2に掲げる期間内に2に掲げる場所に提出した者（地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者を除く。）
- 5 入札参加申込みに必要な書類等
  - (1) 個人の場合  
住民票の写し及び身分証明書（本籍地の市町村長が発行するもの）
  - (2) 法人の場合  
法人の登記事項証明書
- 6 入札保証金に関する事項  
入札保証金は、入札金額の100分の5以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって入札時に納入するものとする。
- 7 入札の無効  
秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第166条に規定するところによる。  
なお、郵便による入札書の提出は、認めない。
- 8 予定価格  
秋田県財務規則附則第7項の規定に基づき普通財産等の売払契約に係る入札執行前の予定価格の公表に関する事務取扱要領により公表する。
- 9 その他  
詳細に関しては、出納局財産活用課（電話018-860-2736）に照会のこと。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、二ツ井白神土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成22年12月21日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

退任理事の住所及び氏名

能代市二ツ井町切石字大倉153番地5  
〃 〃 字下野家後127番地11  
山本郡藤里町矢坂字林の後14番地

工 藤 定 光  
田 口 修 一  
菊 池 信 一

発 行 者 秋 田 県  
購読料金 一ヶ月 3,675円(税込み)  
印 刷 所 株式会社 松原印刷社

印 刷 者 松原 繁雄

秋田市山王四丁目1番1号

秋田市山王七丁目5番29号

電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005

URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>

秋田市山王七丁目5番29号